

市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例

平成19年8月21日

枚方市条例第29号

(保釈をされた場合における給料及び地域手当の取扱い)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和60年枚方市条例第14号)及び市長等の給与に関する特別措置条例(平成19年枚方市条例第20号)の規定にかかわらず、市長が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。次条において同じ。)をされ、その後に保釈をされたときは、当該保釈をされた日から退職の日までの期間に係るその者の給料及び地域手当の支給を一時差し止める。この場合において、市長が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該一時差し止めたその者の給料及び地域手当を支給しない。

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第2条 市長等の退職手当に関する条例(平成7年枚方市条例第7号)の規定にかかわらず、市長が刑事事件に関し起訴をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、その者の退職手当を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(退職手当の返納)

第3条 市長等の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、市長に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者の退職手当の全額を返納させることができる。

附 則 [平成19年8月21日公布]

この条例は、公布の日から施行する。